

公益法人等の罰則規定

一般法、認定法、整備法の公益3法では、制度の運用を担保するため、違反があった際のペナルティとして罰則規定が設けられている。今回は、そのうちの一部主なものについて概説する。

(ポイント)

- 一般法における罰則規定
- 認定法における罰則規定
- 整備法における罰則規定

1. 一般法における罰則規定

一般法においては以下のような罰則規定が定められている。

①理事等の特別背任:7年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはこれを併科
理事等(設立時社員、設立者、設立時理事、設立時監事、理事、監事、その他)が自己もしくは第三者の利益を図りまたは一般社団法人等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該一般社団法人等に財産上の損害を加えたとき(一般法334)

②理事等の贈収賄贈賄:5年以下の懲役または500万円以下の罰金
理事等および会計監査人がその職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、またはその要求もしくは約束をしたとき(一般法337)

2. 認定法における罰則規定

認定法においては以下のような罰則規定が定められている。

①偽り等その他不正の手段による公益認定等:6月以下の懲役または50万円以下の罰金(認定法62)

②申請書等の虚偽記載:30万円以下の罰金(認定法64)

3. 整備法における罰則規定

整備法においては、以下のような罰則規定が定められている。

①偽りその他不正の手段による移行認定、移行認可、変更認可:6月以下の懲役または50万円以下の罰金(整備法144)

②公益目的支出計画実施報告書の虚偽記載等:100万円以下の過料(整備法149)

一般法その他の罰則規定(抜粋)

項目	罰則
法人財産の処分に関する罪(一般法335)	3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金または併科
虚偽文書行使等の罪(一般法336)	3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金または併科
虚偽記載等の罪(一般法340)	30万円以下の罰金

(裏面に続く)



公益法人等の罰則規定

認定法その他の罰則規定(抜粋)

項目	罰則
変更認定等の欠缺(認定法62②③)	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金
公益法人名称使用規制違反(認定法63)	50万円以下の罰金
変更、合併、解散等の不届出、虚偽記載(認定法66①)	50万円以下の過料
定期提出書類の不提出、虚偽記載(認定法66②)	
報告徴収の不对応、虚偽報告(認定法66③)	
立入検査の拒否、虚偽答弁等(認定法66③)	

整備法のその他の罰則規定(抜粋)

項目	罰則
移行認可申請書等の虚偽記載(整備法146)	30万円以下の罰金
変更、合併等の不届出、虚偽記載(整備法151①)	50万円以下の過料
定期提出書類の不提出または虚偽記載(整備法151②)	
報告徴収の不对応、虚偽報告(整備法151③)	
立入検査の拒否、虚偽答弁等(整備法151③)	

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ: 社団・財団法人の実務家のひとこと

<財務三基準への対応>

12月に入り、3月決算の公益法人では、年末調整、償却資産税、予算などの準備で忙しい時期に突入していることだろう。期中で十分に検討していただきたいのが、決算に向けての財務三基準の対応である。財務三基準とは収支相償、公益目的事業比率、遊休財産保有制限であるが、例えば収支相償を満たさない場合に理事会等の決議を経て特定資産(特定費用準備資金、資産取得資金等)計上などの対応が必要になることがある。公益目的事業で特定資産を新規に計上する場合には3月以降の検討ではもう遅い。新規の特定資産計上には、計上内容や根拠、積立目的や限度額の算定などを示し、理事会承認が必要であるからだ。既存の特定資産に追加計上する場合も、積立根拠や限度額の上増し等に係る理事会承認を経た上で、預金等の資金移動をしなければならない。期中の早めの対応が非常に重要である。年末で多忙の時期であるが、決算を見越した準備も不可欠なのである。



朝日税理士法人 担当: 木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel: 03-3556-6000 Fax: 03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いいたします。